

入札監理小委員会における審議結果報告 国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託

国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業概要等

○ 事業概要

医事とは、医療における請求事務に関する業務のことであり、病院に来院した人を最初に対応するのが医事課の職員である。医事課での業務は受付や電話対応、診療費（入院・外来）の計算、診療報酬明細書（レセプト）の社会保険や国民健康保険等への請求などがある。国立研究開発法人国立国際医療研究センターでは、国立国際医療研究センター病院及び国立国際医療研究センター国府台病院における医事業務を外部に委託している。

○ 目的

病院経営のために効率的な収入を確保すること及び医事業務の円滑な運営をすること並びに患者サービスの向上を図ることを目的とする。

○ 事業期間

令和4年4月1日から6年3月31日までの2年間

(2) 選定の経緯等

本事業は、一般競争入札（最低価格落札方式）で実施してきたところ、1者応札が継続しており競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針（令和2年7月7日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

本事業の1回目の実施要項案審議での指摘事項の対応や新型コロナウイルス禍における現在の市場状況等を踏まえ、市場化テスト実施が1年延長された。

2. 実施要項案及び開始時期延期の審議を踏まえた対応について

【論点1】

競争性を高めると同時にサービスの質も確保できるよう、契約方式や入札参加資格等について再度よく検討すること。

【対応1】

- ① 価格以外も評価することによる競争性の向上を目指し、「総合評価落札方式」とした。
- ② 2施設統合という事業規模の大きさにより参入ハードルが高くなっているため、センター病院と国府台病院で契約を分割した。

- ③ 新規事業者が新しいアイデアを持ち寄れるように、総合評価の評価項目に「ICTの活用」を入れた。(資料2-2-1(61/91頁)、2-2-2(48/78頁))
- ④ 共同事業体での参加を可とした(資料2-2-1(9/91頁)、2-2-2(9/78頁))
- ⑤ 「NEC医事会計システムの運用実績」は、会社にも実績があっても実際に配置された人員の使用経験が無い場合は、1から説明せねばならず、意味がないため削除した。
- ⑥ 「英語での対応が可能な者を配置」に、「日常会話レベル以上」等の文言を追加し、求める資格を明確化(資料2-2-1(33/91頁))

【論点2】

確保されるべきサービスの質の評価の仕方について、より具体的で透明性の高いものとする。

【対応2】

業務目標に対する評価基準を詳細化すると共に(資料2-2-1(62/91頁)、2-2-2(49/78頁))、目標の達成について重視する事項を実施要項に追記した(資料2-2-1(6/91頁)、2-2-2(6/78頁))。

【論点3】 その他競争性を高めるための取組

【対応3】

- ① 入札公告前に公募公告を行い、説明会を実施して業者から意見を募り、実施要項等作成に当たって参考とした。
- ② 最近の患者数等が分かるよう、直近の実績を記載した。(資料2-2-1(37~38/91頁)、2-2-2(40~41/78頁))
- ③ 現地調査や、現行の医事会計システム・電子カルテシステムのマニュアルの公開などの希望については、パブリックコメントから入札書類提出期限までの間に対応を行うこととした。(資料2-2-1(10/91頁)、2-2-2(10/78頁))

3. その他の修正変更について

- ① 標準例に基づく修正(創意工夫の可能性についての記載を追加(資料2-2-1(7/91頁)、2-2-2(6/78頁))等)
- ② 従来の実施状況に関する開示情報の更新(資料2-2-1(26~28/91頁)、2-2-2(26~28/78頁))

4. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

総合評価にかかる評価基準(資料2-2-1(61/91頁)、2-2-2(48/78頁))及び事後評価にかかる評価基準(資料2-2-1(62/91頁)、2-2-2(49/78頁))について

【対応】

- ① 「配置人員及び資格」について、英語での対応が可能な者の配置内容が分かりやすくなるように、仕様書で配置内容等を記載している頁がどこ

かを追記した。(総合評価にかかる評価基準)

- ② 「実績要件」について、「ある程度」等の定性的な記載を定量化すると共に、既存業者が有利になることが無いように、実績要件の配点は縮小した。また、「教育体制」、「監督・連絡体制」及び「欠員補充体制」についても、具体的な評価基準を記載し、失格基準についても明確化した。(総合評価にかかる評価基準)
- ③ 「実績要件」について、国際医療研究センターが実績を非常に重視しているように見えないように、加点科目である実績要件ではなく、必須項目を評価基準の冒頭にした。(総合評価にかかる評価基準)
- ④ 「情報セキュリティ」について、1つの認定の場合と2つ以上の認定の場合で配点基準を分け、基準を分かりやすくした。(総合評価にかかる評価基準)
- ⑤ 「下記の各項目における評価点の合計 70 点以上を目標とする。」の記載について、事業者が70点以上にならないとどうなるのか不安にならないように、当該記載の横に、仕様書で「事後評価によって目標に達しなかった場合に違約金等が発生するものではない」等と記載している頁を追記した。(事後評価にかかる評価基準)

5. パブリックコメントの対応について

令和3年9月24日から10月7日まで実施したパブリックコメントにおいて、1者から1件の意見が寄せられ、意見を踏まえ、入札参加資格の要件を緩和した(「プライバシーマーク付与認定」、「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC27001」のいずれかを取得していること。)の条件に、「未取得の場合は契約開始日までに取得が見込めることを証明できること。」の文言の追加等(資料2-2-1(10、13、61、66、68/91頁)、2-2-2(9、13、48、53、55/78頁))

—以上—